

# 酒類小売業免許に係る制度の変遷

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度～	
免許関係	【H9.6月】 人的要件を基礎とする免許制は堅持	【H10.3月】 距離基準はH12.9月に廃止			【H13.1月】 距離基準廃止		【H14.9月】 人的要件の整備	【H15.9月】 免許拒否要件の追加 (未飲法等の規定により、罰金刑に処せられ、3年を経過するまでの者等)	
	距離基準は廃止	閣議決定 人口基準はH10～14年度に段階的緩和をし、H15.9月に廃止	【H10.9月～】 1,500人 → 1,450人 → 1,400人 → 1,300人 → 1,200人 → 1,100人 基準人口(大都市部)				地域、期間を限定した臨時的需給調整措置	人口基準廃止	
	人口基準は廃止する方向で段階的緩和							緊急調整地域の指定	
公正取引関係		【H10.4月】 長官指針			【H12.11月】 公取委の酒類ガイドライン		酒類販売業者等懇談会とりまとめ 独禁法違反行為に対するペナルティ等	緊急措置法公布 公正取引委員会への措置請求等	
販売管理関係		【H10.4月】			【H12.12月】 罰則強化(販売業免許の取消事由等の追加)	【H13.12月】 年齢確認規定の追加			
	5項目	長官通達	年齢確認の徹底		警察庁・厚生省・国税庁の3省庁合同による業界団体への要請			販売管理の責任者の配置	酒類販売管理者の選任規定の創設
			夜間販売体制の整備				売場での酒類の完全な分離・陳列	未成年者の飲酒防止に関する表示基準の一部改正・命令規定の整備	
			分離陳列				従来型自販機の撤廃、改良型自販機への移行、長期的には撤廃		
			現行自販機の撤廃				小売業者に対する研修の実施	酒類販売管理研修規定の創設	
			従業員研修						
				12項目	通信販売における年齢確認の徹底			上記法的措置に加え、各種行政指導・業界の自主的取組みを実施	
					ポスター掲示等による注意喚起				

(注)年度は、免許年度(9月～翌年8月)である。